



# 倉吉市政治倫理審査会報告書

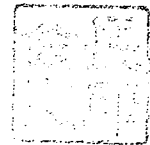
令和3年2月16日

倉吉市議会

議長 伊藤 正三 様

倉吉市政治倫理審査会

会長 尾西 正人

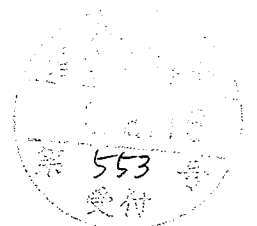


本審査会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので倉吉市議会議員政治倫理条例第9条の規定に基づき報告します。

## 記

1 審査結果報告書

別紙のとおり



# 審査結果報告書

## 第1 審査会の設置

本審査会は、令和2年12月25日付けで7名（丸田克孝議員、福谷直美議員、藤井隆弘議員、大津昌克議員、大月悦子議員、米田勝彦議員、佐々木敬敏議員）の市議会議員から倉吉市議会議員政治倫理条例（以下「条例」）第6条の規定に基づく審査請求があり、令和3年1月29日に設置され、政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を付託するため伊藤正三議長から6名が委員に委嘱された。

## 第2 審査対象議員 鳥羽昌明議員

## 第3 審査対象事由

- (1) 令和2年12月14日開催の倉吉市議会本会議における丸田議員の発言に対し、鳥羽議員が議事進行により、公開の議場において丸田議員を名指しで誹謗中傷し、丸田議員の名誉感情を著しく傷つけた。
- (2) 令和2年12月15日、鳥羽議員ホームページ中のブログで、12月14日の議会での内容を投稿し掲載する。この投稿記事の内容は、インターネット上で公然と、事実でないことを摘示し、丸田議員の名誉感情をさらに著しく傷つけた。

## 第4 審査事由該当規定

条例第4条第1号「市民の議会に対する信頼を失墜させるような、議員としての品位を著しく損なう行為を行わないこと」

## 第5 審査の経過

本審査会は、審査に付された内容が条例第4条第1号に規定されている「市民の議会に対する信頼を失墜させるような、議員としての品位を著しく損なう行為を行わないこと」の政治倫理基準の規定に抵触する行為があったか否かについて慎重に審査を行った。

第1回審査会は1月29日に開催し、審査請求書及び政治倫理基準違反内容報告書の確認をはじめ、全体の審査スケジュールの決定をした。

第2回審査会は2月3日に開催し、審査請求者代表者（丸田克孝議員）に対する事情聴取、及び質問、並びに審査対象議員（鳥羽昌明議員）に対する弁明の機会の付与、及び事実関係の照会を行った。

第3回審査会は2月13日に開催し、付託案件の審査後、審査のまとめを行った。

第4回審査会は2月16日に開催し、報告書の検討及び決定をし、議長に対し報告を行った。

## 第6 事実

(1) 令和元年12月5日(12月議会一般質問)

鳥羽議員によるまるごとまちごとハザードマップの推進に関する質問に対し「ぜひ取り組みをしていきたいと思っております」と答弁。

(2) 令和2年2月18日(一般質問の通告期限(3月議会))

(3) 令和2年2月20日(議案書(予算書)の議員配布(3月議会))

(4) 令和2年2月25日(議案説明会(3月議会))

(5) 令和2年3月3日(一般質問(3月議会))

丸田議員による水深想定表示板に関する質問に対し「設置を考えていきたいと思っております。」と答弁。

休憩中、鳥羽議員から丸田議員へ解決済みの重複質問について苦言(丸田議員証言)。

(6) 令和2年4月13日(議会だより編集委員会)

鳥羽議員が丸田議員の原稿を確認

(7) 令和2年4月15日

鳥羽議員が丸田議員に電話し、議会だよりの内容が重複していると告げる(鳥羽議員証言)。

(8) 令和2年4月20日

議会だより編集委員長から丸田議員へ、議長も交え4者で話し合いを求めるが欠席により実施されなかった。

(9) 令和2年4月21日(会派代表者会議)

議長より、会議の場で話し合いすることを申し入れるが欠席により実施されなかった。

(10) 令和2年6月1日(倉吉市議会だより発行)

(11) 令和2年6月5日

議長より話し合いの場を持つことを呼びかけられるが丸田議員は応じなかった(鳥羽議員証言)。

(12) 令和2年9月1日(9月議会一般質問)

大津議員によるまるごとまちごとハザードマップに関する質問に対し「12月の補正予算で計上」と答弁があった。

(13) 令和2年9月16日(タブレット導入検討会)

廊下で鳥羽議員より丸田議員へ説明を求める発言(鳥羽議員証言)。

(14) 令和2年12月10日(12月議会一般質問)

鳥羽議員による浸水想定表示板の設置に関する質問があった。

(15) 令和2年12月14日(12月議会質疑)

丸田議員による想定浸水深看板の設置に関する質疑があった。

鳥羽議員から議事進行の発言があった。

議長により話し合いの場を呼びかけたが、丸田議員は応じなかった。

丸田議員より懲罰動議の提出があった。

(16) 令和2年12月18日(12月議会)

懲罰特別委員会の開催があった。

(17) 令和2年12月21日(12月議会)

鳥羽昌明議員に対する懲罰動議は、委員長報告のとおり「懲罰を科すべきではない」ことを起立多数により議決された。

## 第7 審査の結果

違反した疑いのある行為について慎重に審査した結果、次の結論を得た。

### 1 審査対象事由(1)について

(1) 丸田議員は、鳥羽議員が、令和2年12月14日開催の倉吉市議会本会議において、議事進行により、公開の議場において丸田議員を名指しで誹謗中傷し、丸田議員の名誉感情を著しく傷つけたと主張する。

(2) この点、地方自治法第132条は「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」と規定する。いうまでもなく言論を含む表現の自由は憲法第21条第1項において保障されているところ、とりわけ普通公共団体の議員はその住民の代表として選挙せられ議会において言論をすることをその重要な職務とするものであって、その言論については、他人の私生活にわたるものを除き、十分にその意を尽し民意を反映せしめなければならない。そのため、その発言については最大限の保障がされるべきであり、議員の発言が「無礼の言葉」であるとされるのは、「議員が附議された事項についての意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉であり、附議された事項について自己の意見を述べ又は他の議員等の意見等を批判するについて必要な発言である限り、たとえ、その措辞が痛烈であって、これがために他の議員等の正常な感情を反発しても、それは議員に許された言論によって生ずるやむをえない結果であって、これをもって議員が同条にいう無礼の言葉を用いものと解することはできない」と解される(札幌高裁昭和25年12月25日判決参照)。

さらに付言すると、議場では発言自由の原則が重視されるべきであり、罵詈雑言、明らかな誹謗中傷等、よほどの非難を浴びせるような、まさに市民の信頼を失墜させるような言動でない限り許されるべきであり、議員は対抗言論をもって自身の主義主張を住民に訴えかけ、そのために他者と論争し、互いに批

判・論評し合うべきと考える。

- (3) これを、前記鳥羽議員の発言についてみると、丸田議員の発言を重複質問であるとして指摘した点について、重複質問を禁止及び制限する法律上の根拠も慣習もない以上、丸田議員が本人同士の話し合いに応じなかったことを斟酌してもなお、議事進行発言をすることは妥当ではなく、不適切であったといえる。しかし、丸田議員は、鳥羽議員が既になしていた発言と同種の発言を行ったことは事実であり、これを指摘する発言を鳥羽議員が行ったとしても、「議員が附議された事項についての意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉」とであると評価することはできない。

また、「あたかも自分がされたかのように」と丸田議員が盗用したかのように発言した部分については、適切さを欠いた発言と評価することもできる。しかし、丸田議員は、令和2年3月3日の一般質問においても、同年12月14日の12月議会質疑においても、既に鳥羽議員が同種の発言を行っていたことに言及することなく同種発言を行っており、これを受けて、鳥羽議員が丸田議員の発言について批判的意見を述べたものである。そうすると、「議員が附議された事項についての意見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉」と評価することはできない。

- (4) したがって、鳥羽議員の発言が「無礼の言葉」に該当しない以上、「議員としての品位を著しく損なう行為」とはいえない。

## 2 審査対象事由(2)について

- (1) 丸田議員は、鳥羽議員が、令和2年12月15日、鳥羽議員のホームページ中のブログで、同月14日の議会での内容を投稿し掲載することにより、事実でないことを摘示し、丸田議員の名誉を毀損したと主張する。なお、丸田議員は、政治倫理基準違反報告書において、「名誉感情をさらに著しく傷つけた」と記載しているが、令和3年2月3日の第2回倉吉市政治倫理審査委員会の事情聴取において、社会的評価を低下させられたとして名誉毀損の主張をしているものと解される。

- (2) まず、議員に対する表現行為が名誉毀損に該当するかについて、刑事上、真実であることの証明があれば罰しないとされている(刑法第230条の2第3項)。したがって、真実であることの証明があれば名誉毀損に該当しないといえる。

この点、鳥羽議員のホームページ中のブログにおいて、「さらに議会広報誌へ当該質疑を掲載し市民全戸へ配布したこと(原稿は議員本人が執筆)」及び「説明の求めに今日まで約9か月間、一切応じていないこと」の部分は真実であり、名誉毀損行為には該当しない。

- (3) 次に、「私の提案により既に実施が決定した事業に関し、僅か3か月後の議会で全く同じ質問をしたこと」の部分について検討する。

この点、「既に実施が決定した」とあるが、一般的には議会の議決により決定するものとするのが適当である。そして、施策が決定していない事項について、この施策についてさらに促す趣旨の発言をすることは、前述のとおり何ら制限されるものではない。そうすると、鳥羽議員が提案した未だ決定していない施策について、後に丸田議員が同種の質問をしたことに対して、既に決定しているかのごとく記載することは、丸田議員の社会的評価を低下されるおそれがないとはいえない。

もっとも、言論による侵害に対しては、言論で対抗するというのが表現の自由の基本原理であることから、被侵害者が、侵害者に対し、十分な反論を行うことができ、被侵害者の社会的評価を維持ないし回復させることができる可能性が認められる場合には、名誉毀損行為には該当しないと解される。このような場合にも、一部の表現を殊更取り出して名誉毀損を認めることは、表現の自由を萎縮させるおそれがあり、相当とはいえないからである。

これを本件についてみると、鳥羽議員と丸田議員は、同じ倉吉市市議会議員であり、丸田議員が十分な反論を行うことにより、社会的評価を維持ないし回復させることは可能であったといえる。実際、丸田議員は、令和3年2月3日の第2回倉吉市政治倫理審査委員会の事情聴取において、反論をしようと思えばできたがしなかったと発言しており、十分な反論を行う機会はあったと認められる。

以上より、名誉毀損行為には該当しない。

(4) したがって、鳥羽議員が、令和2年12月15日、鳥羽議員のホームページ中のブログで、同月14日の議会での内容を投稿し掲載した行為が名誉毀損行為に該当しない以上、「議員としての品位を著しく損なう行為」とはいえない。

### 3 総括

以上により、本審査会に付託された内容は、全会一致により、条例第4条第1号に規定する政治倫理基準に違反する行為が認められなかった。

なお、補足意見として議長に対し、議会の正常化のために、一日も早く事態の收拾を図り、今後の議論の活性化に向けて次の点について申し入れる。

何よりも、今の事態がいつまでも続くことは誰しも望むものではない。そこで、議長のもとで両議員に対して審査会の報告の理解を求め、そして全議員が集まる場で次の点を申し合わせてほしい

1 今回、焦点となった課題は、住民の防災・減災意識を高める施策（政策）についてである。問われることは、地域の防災体制の充実を図ることである。地域の弱点を洗い出し、そこを強化し、施策（政策）の精度を高める議論が求められている。今回、表示板の設置を巡って争われているが、次なる施策（政策）の展開が求められているのである。

- 2 今回の政治倫理審査会に問われることが、果たして市民が関心を持つような内容なのか反省してほしい。市民を支援するための議論を深化させ、議会を活性化することが唯一求められている。徹底した話し合いによって市民の暮らしと命を守る施策（政策）の展開を強く望むものである。
- 3 今回の審査請求については、政治倫理に違反するか否かを判断する必要性を感じない。議員当人同士で問題の解決を図ることに努力していただきたい。これを契機として政治倫理審査のあり方について見直しを望むものである。